

鳩山町保健推進協力委員会 公募委員募集

応募締切
3月4日(金)



委員になって
一緒に活動しませんか

自分の健康は、
自分でつくり、
自分で守る

地域へ
健康づくりの
大切さを発信



▲行政サービスセンターに巡回する健康教室(亀井区)の風景



▲「なごらこ」の健康教室風景

鳩山町保健推進協力委員会は、各行政区から1名ずつ選出される委員と公募委員で構成されています。平成6年度に設置されて以来、地域の皆さんの健康づくりをサポートすることを目的にさまざまな活動を行っています。

健診等、保健センター事業への協力をはじめ、行政区ごとに実施する巡回健康教室、体操、料理、ウォーキングといった健康教室を町保健センター

と共に関わり、この機会と情報を提供しています。

また、健康づくりに関連した町主催の講座や講演会などに参加し、委員としての研鑽を積み、健康づくりの正しい知識を習得し、ご自身はもちろん、家族、地域へ広める役割を担っています。

委員として活動すること、自分の健康にも目を向けることができたり、わが町を知ることができたり、魅力のひとつです。

自分や大切な人の未来、町の未来に向けて、ぜひ一緒に活動してみませんか。

鳩山町保健推進協力委員会 公募委員募集要項

◆応募資格

- ①本町に引き続き1年以上住所を有する方
- ②平成28年4月1日現在で、満20歳以上の方
- ③応募日現在において、本町の審議会等で2件以上の公募委員となっていない方
- ④審議会等の公募委員就任回数が原則として過去5回以上でない方

◆活動内容

- ①健康づくりの正しい知識の習得および普及
- ②町の保健業務への協力
- ③地区活動による健康づくりの推進など

◆募集人員

18人

◆報償等

年額10,000円

◆任期

平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年間)

◆応募方法

役場健康福祉課(1階)、町保健センター、役場東出張所に備えてある応募用紙に必要事項を記入し、3月4日(金)(必着)までに、前記のいずれかに提出してください(土・日曜日、祝日を除く)。郵送の場合は町保健センター宛にお願いします。

◆委員の決定

応募者が募集人員に満たない場合は、応募資格を確認の上、原則として応募者を委員に決定します。募集人員を超えた場合は、公開抽選により決定します。公開抽選は、3月14日(月)午後2時から、町保健センター2階会議室で行います。

◆問合せ

町保健センター
〒350-0324 鳩山町大字大豆戸183-1
☎296-2530 FAX296-2832

平成28年度から子宮がん検診が 個別検診のみに変更になります

鳩山町では比企医師会管内指定医療機関で実施する子宮がん個別検診に加え、保健センターで実施する子宮頸がん集団検診を実施していましたが、平成28年度からは次の理由により、子宮がん検診を個別検診のみで実施することとなりました。

子宮がん検診個別化の理由

①要精密検査、要医療となった場合、検査した医療機関でそのまま継続受診することができると、フォロー体制が整っています。

②検診車両と違い、隣の声が聞こえないなど、プライバシーが守られます。

③30歳以上にHPV感染の有無を調べる検査を実施しており、検査結果がHPV(一)の場合、子宮頸がんの発症リスクが低く、通常は2年に1度の検診を3〜4年に1度としても良い、という検証がなされていることから、受診者の負担軽減につながります。

検診申込書は、3月中旬に対象者のいる各世帯に郵送する予定です。皆さまのご理解とご協力をお願い致します。

■問合せ 町保健センター
☎29612530

平成27年度対象者(下表の方が定期接種(一部助成)として受けられるのは、平成28年3月31日までとなります。ご希望の方は、体調が良いときに医療機関に直接お申し込みの上、接種を受けてください。

なお、対象の方には平成27年4月に個別通知をしています。通知を紛失された場合や、詳細についてのお問い合わせは、町保健センターまでご連絡ください。

■問合せ 町保健センター
☎29612530

平成27年度対象者

年齢	生年月日
65歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生
70歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生
75歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生
80歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生
85歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生
90歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生
95歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日生
100歳	大正4年4月2日～大正5年4月1日生

※過去に接種したことがある方は対象外

対象者の皆さん 接種はお済みですか
「高齢者肺炎球菌予防接種」
一部助成での接種は3月末まで



「こども110番の家」 活動のお礼とお願い



「こども110番の家」は、通学路周辺のご家庭や店舗など約330戸にお引き受けいただき、子どもたちが身に危険を感じた場合などに一時的に保護したり、緊急避難所としての役割をお願いしています。

児童・生徒が安心して登下校できるようになり、これもひとえに皆さまのご協力のおかげと心からお礼申し上げます。

このように、地域ぐるみで防犯意識の高揚を図り、犯罪などを未然に防止するとともに、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、今後も引き続き「こども110番の家」についてご協力くださいますようお願いいたします。

■問合せ: 町教育委員会 生涯学習課 生涯学習担当 ☎296-1263



平成28年度交通災害共済の申込受付

交通災害共済は、皆さんが会費を出し合い、交通事故によって死亡やケガをしたときに見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

■共済期間: 平成28年4月1日～平成29年3月31日(加入者が他市町村へ転出した場合でも共済期間内は有効です)

■共済会費: 一般=900円、中学生以下=500円(中途で加入する場合も同額です)

途で加入する場合も同額です)

■申込: 2月1日(月)から役場生活環境課(庁舎2階)、役場東出張所、鳩山郵便局、鳩山鳩ヶ丘郵便局で随時受け付けます。

■問合せ: 役場生活環境課 ☎296-5894

「はつらつ教室」(後期) 参加者募集

テーマ	内容
①「運動講座 はつらつ元気な体づくりパートI」(講義と実技)	これからの元気生活には欠かせないメタボ&口コモ予防を中心とした講義および運動講座です。
②「栄養講座 はつらつ元気な体づくりの食生活のヒケツ」	生活習慣病や老化予防のための食の講座です。(調理実習はありません。)
③「運動講座 はつらつ元気な体づくりパートII」(運動実技中心)	1日目に引き続いて、実技中心の楽しく学べる講座です。



「いつまでも健康でいきいきと過ごすために、60歳からの体づくりや食生活のポイント等について学びます。大勢の方のご参加をお待ちしています！」

■対象 おおむね60歳以上

■日時 ①3月4日(金) ②3月11日(金) ③3月18日(金) いずれも午前10時~11時45分

■場所 町保健センター

■内容 上表のとおり

■講師 ①健康創研 代表 菅野隆先生(健康運動指導士) ②小田島京子先生(管理栄養士)

■定員 30人(定員を超えた場合は抽選。選外者には連絡) ※原則3日間のコースですが、1、2日のみの参加も可

■費用 無料

■その他 運動しやすい服装(履きスリッパ不可)、飲み物などは各自で準備。

■申込・問合せ 2月26日(金)までに保健センター(☎296-2530)まで

就職等で健康保険が変わったら国民健康保険の届出を

「就職で国民健康保険から職場の健康保険に加入した」「退職で職場の健康保険をやめた」など、国民健康保険の内容に変更等が生じたときは、役場への届出が必要です。

特に、加入・喪失の届け出忘れがないか、もう一度ご確認ください。

届出は、異動があったから14日以内に役場町民課でお願いします。

届出が必要になる場合

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき、扶養家族でなくなったとき	印鑑、健康保険の資格喪失証明書・退職証明書・離職票など喪失日が記載された書類
他の市区町村から転入したとき	国保加入者に子供が生まれたとき	印鑑
生活保護を受けなくなったとき	職場の健康保険に加入したとき、扶養家族になったとき	印鑑、保険証、母子健康手帳 印鑑、保護廃止決定(変更)通知書 印鑑、保険証、加入した職場の健康保険証
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	印鑑、保険証
	死亡したとき	印鑑、保険証
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定(変更)通知書

その他、住所・世帯主・氏名などの保険証に記載する内容が変わったとき、保険証をなくしたとき・破損したとき、修学のため、他の市区町村に転出したとき、施設入所のため、他の市区町村に転出したときにも届出が必要です。必要書類など詳細は、役場町民課までお問い合わせください。

※保険証の窓口での交付については、運転免許証・パスポートなどの本人確認書類が必要になる場合があります。

■問合せ 役場町民課 保険年金担当 ☎296-5891

国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用できます。口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年度前納・2年度

前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、ご希望の金融機関、役場町民課、川越年金事務所のいずれかへお申し出ください。なお、6カ月前納・1年度前納付・2年度前納をご希望の方は、必ず2月26日(金)までにお手続きをお願いします。

■問合せ:役場町民課 保険年金担当 ☎296-5891 (直通)または川越年金事務所 ☎242-2657 (代表)

油流出事故に注意& 野外焼却をやめましょう

平成27年中に、河川等へ油が流出する事件が4件発生しています。特に、冬の時期は、暖房用に灯油などを使用する機会が多くなり、油の流出事故が発生しやすい時期でもあります。

使用される油類について、設備や管理方法等の点検をしていただきますようお願いいたします。

また、野外焼却は、農業における病害虫防除やたき火など、一部の例外的な取り扱いを除き、法律や条例で禁止されています。

野外焼却は、ダイオキシンなどの有害物質の飛散や火災の発生を引き起こすだけでなく、煙や臭いによる生活面や健康面への影響により、近隣住民とのトラブルの原因にもなります。絶対に行わないようお願いいたします。

■問合せ 役場生活環境課 ☎296-15894

ご利用ください 就学援助制度

町では、家庭の事情(経済的な理由など)に応じて、町立小・中学生の学校給食費や学用品費等の援助を行っています。

■認定要件 次の認定要件のいずれかを満たしている方。

- 生活保護の停止または廃止を受けたが、なお経済的に困っている方。
- 町民税が非課税の方。
- 天災その他特別の事情により町民税の減免を受けている方。
- 個人事業税の減免を受けている方。
- 固定資産税の減免を受けている方。
- 国民年金保険料の減免を受けている方。
- 国民健康保険税の減免又は猶予されている方。
- 児童扶養手当受給者の方。
- 福祉資金制度を利用されている方。
- その他、職業が不安定で経済状態が生活保護世帯に準ずる程度に悪いと認められる方。

■申請方法 認定要件を証明する書類と印鑑を持参の上、教育総務課までお越しください(家族の氏名・生年月日・勤務先・口座番号などの記入も必要となります)。

※就学援助の申請は毎年度必要です。

※平成27年度就学援助受給者で、経済的状況が変わらず平成28年度も引き続き希望される方は、3月中旬に申請書および証明する書類の提出をお願いします。

■問合せ 教育総務課 学務担当 ☎296-11227



はとやま 雑感

町長 小峰孝雄

【今月のテーマ】Hatoyamamachiの位置

小惑星Hatoyamamachiの命名記念シンポジウムを1月23日(土)に開催いたしました。パネリストとして、参加いただきましたが、お話しした内容の一部をご紹介します。



小惑星Hatoyamamachiは、現在18等星程度ですから、目で見ることにはできませんし、望遠鏡で確認することも困難です。

最も明るくなった時、13等星ぐらいと言われていますが、このときやっと口径25cmぐらいの望遠鏡で写真撮影できる程度で、その位置を一般の人が確認するのは困難です。



しかし、最新のデータの天体ソフトには、小惑星Hatoyamamachiは登録されていて、天体ソフト上で見ることができます。恒星と違って位置が日々少しずつ変化しますので、特定の日時であれば、位置をお伝えすることができます。2月1日(月)には、月の近くにあり説明しやすいので、この日の動きについて簡単に説明します。



東の空から登ってくるのが、前日の午後11時37分。真南に来るのが2月1日午前4時51分で、西の空に没するのは、明るくなった午前10時3分です。

この日の月は、月齢21.6で下弦の半月に近いかなと思いますが、ちょうど午前2時ごろ、高さが月と同じくらいで、西に約10°離れた位置に小惑星Hatoyamamachiがあります。



深夜ですし、目視では確認できませんが、興味のある方は、この日の夜空を眺めてみてください。

